

## 大分県版スマートムーブ推進事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

大分県版スマートムーブ推進事業費補助金の運用にあたっては、大分県版スマートムーブ推進事業費補助金交付要綱によるほか、この実施要領に従って取り扱うものとする。

### 第2 目的

この補助金は、本県において、公共交通の利用促進のほか、時差出勤やテレワーク等（以下「大分県版スマートムーブ」という。）の普及・定着に取り組む企業やイベント主催者（以下「大分県版スマートムーブ参加企業等」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）を支援することにより、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減とグリーンアップおおいたへの県民参加を促進することを目的とする。

### 第3 対象者

この補助金の対象者は、大分県版スマートムーブ参加企業等とする。ただし、同一年度に大分県版スマートムーブ推進事業費補助金の交付を受けたものは対象としない。

### 第4 対象事業

この補助金の対象事業は、大分県版スマートムーブ参加企業等が行う大分県版スマートムーブの普及・定着に向けた取組であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 従業員の大分県版スマートムーブ実践に資する制度の創設に関するもの
- (2) 県民や従業員に対する大分県版スマートムーブの実践呼びかけ等に関するもの
- (3) イベント来場者に対する公共交通機関での来場呼びかけ等に関するもの

### 第5 補助事業の対象経費

補助事業の対象経費は、大分県版スマートムーブ参加企業等が事業を実施するのに要する次に掲げる経費とする。

講師謝金、講師旅費、食糧費（飲料に限る）、消耗品費、印刷製本費、役務費（保険料、手数料）、委託料、使用料及賃借料その他知事が特に必要と認める経費

### 第6 事業実施計画の作成及び認定

- 1 補助金の交付を希望する大分県版スマートムーブ参加企業等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を知事に提出するものとする。
  - (1) 採択申請書（第1号様式）
  - (2) 事業計画書（第2号様式）
  - (3) 収支予算書（第3号様式）
  - (4) 誓約書（第4号様式）
- 2 知事は、必要に応じて誓約書の記載内容を大分県警察本部長に照会するものとする。

- 3 申請書類の提出を受けた知事は、速やかに支援の適否を決定し、その旨を内定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、必要がある場合には、申請内容について調査し、申請者に説明を求めることができる。

#### 第7 欠格条項

この補助金は、次のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つもの

#### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。